

学校において予防すべき感染症とその出席停止期間について

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。出席停止の場合は、欠席になりません。

種類	感染症	出席停止の基準※
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの。出席停止の措置をとるかどうかは、感染症の種類や学校における発生・流行の態様等を考慮の上で判断する。（例）感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など

【参考情報】

○インフルエンザについて出席停止後の登校目安

「発症した後 5 日」とは、発熱の翌日を 1 日目として考え、発症後 6 日目から登校可能となります。また、「解熱した後 2 日」は、解熱の翌日を 1 日目として考え、解熱後 3 日目から登校可能となります。

